

規則

埼玉県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県水源地域保全条例施行規則

(届出の対象となる水源地域内の土地)

第一条 埼玉県水源地域保全条例(平成二十四年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。)(第二条第二項の規則で定める土地は、木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地で、その地目が山林、原野又は保安林であるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第二条 条例第二条第二項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の公告)

第三条 条例第六条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による公告は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

(公聴会)

第四条 知事は、条例第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を埼玉県報に告示するとともに、当該案件に関する意見を聴く必要があると認める者(以下この条において「公述人」という。)(にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日前三週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事の指名する職員が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件について異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び前項の規定により発言を許された者は、第一項の案件の範囲を超え

て発言してはならない。

8 議長は、公述人及び第六項の規定により発言を許された者が第一項の案件の範囲を超えて発言したときは、その発言を禁止することができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者があるときは、その者に対し、当該行為の中止又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(届出を要する土地売買等の契約)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 贈与契約
- 二 売買契約
- 三 交換契約
- 四 地上権の設定契約
- 五 地役権の設定契約
- 六 使用貸借契約
- 七 賃貸借契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第七条第一項の規定による届出は、様式第一号の土地の所有権等の移転等の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 二 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第七条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土地売買等の契約の種類
- 二 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- 三 土地売買等の契約の締結予定年月日

4 条例第七条第二項第一号の規則で定める法人は、分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第十条第二号の森林整備法人とする。

(身分証明書)

第七条 条例第九条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住所

氏名 (印)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、埼玉県水源地域保全条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 契約の当事者

当事者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
所有権等の移転 又は設定をしようとする者		
所有権等の移転 又は設定を受けようとする者		

2 契約に係る土地の所在等

所在	面積(m ²)	契約の種類	所有権等の種別及び内容
土地の利用目的	地目	現況	契約の締結予定年月日
			年 月 日

- 注 1 「所在」の欄は、契約に係る土地について市町村名から記載してください。
- なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は、「外筆（別紙記載）」として別紙に記載の上、添付してください。
- 2 「契約の種類」の欄は、土地売買等の契約について、贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定契約、地役権の設定契約、使用貸借契約又は賃貸借契約の中から該当するものを記載してください。
- 3 「所有権等の種別及び内容」の欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利又は賃借権の中から該当するものを、期限のあるものは終期も併せて記載してください。
- 4 「土地の利用目的」の欄は、所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。
- 5 「地目」の欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 6 「現況」の欄は、主たる現況を具体的に記載してください。

様式第2号(第7条関係)

(表 面)

写 真	所属・職名 氏名 有効期限	第 年 月 日 号
	上記の者は、埼玉県水源地域保全条例第9条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。	
埼玉県知事		印

↑
5.5 cm
↓

← 8.5 cm →

(裏 面)

埼玉県水源地域保全条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第9条 (略)

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第7条第1項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水の供給源としての水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第1項の規定による報告徴収及び第2項の規定による立入調査は、第7条第1項の規定による届出があった日から起算して30日以内にななければならない。

(勧告)

第11条 知事は、土地所有者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

